

海岸漂着物対策検討会運営要領

(名称)

第1条 この会の名称は、海岸漂着物対策検討会（以下「検討会」という。）という。

(目的)

第2条 検討会は、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市長（以下「三県一市」という。）が伊勢湾及びその流域圏における総合的な海岸漂着物に関する課題について連携して取り組むことにより、伊勢湾沿岸の景観や環境の保全を図り、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生に資することを目的とする。

(業務)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 普及・啓発
- (2) 調査・研究
- (3) その他、必要な事項

(構成)

第4条 検討会は、別表に掲げる三県一市の主担当課及び関係担当課の課長及び職員をもって構成する。ただし、関係担当課の検討会への出席については、各県、市が必要に応じて決めるものとする。

- 2 検討会には、オブザーバーとして環境省中部地方環境事務所の廃棄物・リサイクル対策課長のほか、関係する国の機関の者の参加を認めるものとする。

(会長及び会長の任期)

第5条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は三重県の主担当課長とし、任期は平成24年度末とする。

(会長の責務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

(経費)

第7条 本会の運営に必要な経費は伊勢湾総合対策協議会で負担する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(事務局)

第9条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は会長の所属する課に置く。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は三県一市の主担当課長が協議して定める。

附 則

この運営要領は、平成24年4月24日から施行する。

別表

県・市	構成部局課名	
	主担当課	関係担当課
岐阜県	環境生活部 環境生活政策課	総合企画部 総合政策課 県土整備部 建設政策課 県土整備部 河川課 環境生活部 清流の国ぎふづくり推進課 環境生活部 廃棄物対策課
愛知県	環境部 資源循環推進課	知事政策局 企画課 環境部 水地盤環境課 農林水産部 農地計画課、農地整備課 建設部 建設企画課、港湾課、河川課
三重県	環境生活部 大気・水環境課 廃棄物・リサイクル課	戦略企画部 政策提言・広域連携課 県土整備部 流域管理課 農林水産部 農業基盤整備課、水産基盤整備課
名古屋市	環境局 事業部作業課	総務局企画部 企画課 住宅都市局まちづくり企画部 臨海開発推進課 緑政土木局 企画経理課、河川計画課